

綾町介護給付費等支給決定基準等

綾町障害福祉サービス等の支給決定基準等を次のとおり定める。

I 基本的な取扱い

この支給決定基準等は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

- 1 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、本町の施策の継続性の確保等の観点から、従前の支給量をできるだけ保障すること。
- 2 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、個々のサービス等利用計画案の内容を踏まえて決定すること。
- 3 支給決定基準から乖離しているサービス種類や支給量を支給決定しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うこと。（乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする）
- 4 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

II 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第4条第1項に規定する障がい者とする。
- 2 障がい児 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児とする。
- 3 基準最大支給量 加算要件に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量
- 4 加算後最大支給量 加算要件を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量
- 5 日中活動系サービス 生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・地域活動支援センターⅡ型・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービスをいう。

Ⅲ 対象者

この支給決定基準に定める障害福祉サービス等の対象者は表 1 のとおりとする。

表 1

	サービス名	対象者
介護給付	居宅介護	障害支援区分が区分 1 以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。 ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者。 (1) 障害支援区分 2 以上である者。 (2) 障害支援区分認定調査項目のうち、それぞれ①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ①「歩行」 「全面的な支援が必要」 ②「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ③「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ④「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
	重度訪問介護	障害支援区分が 4 以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分 6 以上）であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1) 次の①及び②のいずれにも該当していること ① 二肢以上に麻痺等があること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者。 ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。 平成 18 年 9 月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、 ① 障害支援区分が 3 以上で、 ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が 125 時間を越える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

		ア 100 分の 8.5 障害支援区分 6 に該当する者 イ 100 分の 15 (1)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者
	同行援護	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が 1 点以上の者。 なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。 ① 100 分の 20 障害支援区分 3 に該当する者（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合） ② 100 分の 40 障害支援区分 4 以上に該当する者（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合） ③ 100 分の 25 盲ろう者（対象者であり、聴覚障害 6 級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。） ※ ①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。
	行動援護	障害支援区分が区分 3 以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者。 ① 障害支援区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。 ② 障害支援区分 5 以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当するものであること。 ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が 16 点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。 ③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世

		話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると町が認めた者。 ④ 平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設（障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）第 5 条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）を利用する①及び②以外の者
	生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。 ① 障害支援区分が区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上である者。 ② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2（障害者支援施設に入所する場合は区分 3）以上である者。 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分 4（50 歳以上場合は障害支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者。 ※ ③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成 24 年 4 月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めることができる。 - 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）。 - 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。 - 平成 24 年 4 月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者。
	短期入所	- 障害支援区分が区分 1 以上である障がい者。 - 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児。

	重度障害者 包括支援	障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。 ・ 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、以下のいずれかに該当する者。 ① 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） ② 最重度知的障がい者（Ⅱ類型） ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）。
	施設入所支援	・ 生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分4（年齢が50歳以上の者は障害支援区分3）以上である者。 ・ 自立訓練又は就労移行支援（以下ここにおいて「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。 ・ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者。 ・ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者。
訓練等 給付	自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。 ・ 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 ・ 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等
	自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。 ・ 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・回復などの支援が必要な者。 ・ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

宿泊型自立 訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
就労移行支 援	- 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者。 - あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。 ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
就労継続支 援A型	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。 - 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者。 - 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者。 - 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。
就労継続支 援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に関結つかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。 - 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。 ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。 - 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経緯を踏まえ、町が利用の組合せの必要性を認めた者。 ※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平

		成 24 年 4 月移行の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援 B 型の利用を認めても差し支えない。 ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）。 ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が 6 月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が 6 月を経過した障がい者も含む）。
	自立生活援助	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。 ・ 障害者支援施設、のぞみ園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※ 児童福祉施設に入所していた 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。 ・ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。 ・ 精神科病院に入院していた精神障がい者。 ・ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者 ・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者。 ・ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。 ・ 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。
	共同生活援助	障がい者（身体障がい者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

地域生活支援事業	外出介護 (身体介護を伴う)	<知的障がい者、精神障がい者> 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※ 障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 ・ 移動時において知的障がい又は精神障がいにより常時直接的な介助を必要とする者。 ・ 日常の意思決定又は意思の伝達（コミュニケーション）に何らかの支援を必要とする者。 <身体障がい者・難病等の者> 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※ 障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 ・ 身体障がい者手帳 1・2 級を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者。 ・ 障害支援区分 3 以上又は要介護 2 以上の者。 ・ 移動に何らかの介助を必要とする者。 ・ 排泄又は食事に何らかの介助を必要とする者。
	外出介護 (身体介護を伴わない)	<知的障がい者・精神障がい者> 移動又は日常の意思決定・意思の伝達（コミュニケーション）のいずれかに支援を必要とし、外出に何らかの支援を必要とする者。 ※ 障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 <身体障がい者・難病等の者> 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。 ※ 障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 ・ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者。 ・ 障害支援区分 3 以上又は要介護 2 以上の者（視覚障がい者を除く。）。 ・ 移動に何らかの介助を必要とする者。 ・ 買い物や交通機関の利用など、外出時において何らかの介助を必要とする者。
	日中一時支援	以下のいずれにも該当する者 ・ 障害支援区分 1 以上の者又は児童区分 1 以上の障がい児。 ・ 原則として、単身世帯でない者。
	地域活動支援センターⅡ型	・ 障害支援区分 1 以上の者。
	訪問入浴サービス	以下のいずれにも該当する者。 ※ 障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態。 ・ 身体障害者手帳 1 級の所持者又は難病等の者。

		・ 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者。 ・ 入浴可能な健康状態にある者。
地域相談支援	地域移行支援	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ・ 障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者。 ※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。 ・ 精神科病院に入院している精神障がい者。 ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第 2 条第 4 項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。 ・ 救護施設又は構成施設に入所している障がい者。 ・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者。 ※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障がいにより特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成 21 年 4 月 17 日法務省保観第 244 号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。 ・ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者。
	地域定着支援	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外

		※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
障 が い 児 通 所 給 付	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。具体的には次のような例が考えられる。 ・ 町が行う乳幼児検診等で療育の必要性があると認められた児童。 ・ 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
	放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。 ※ なお、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする。 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。 ※ なお、厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする。

IV 支給量

各障害福祉サービス等の支給量は以下のとおりとする。

1 介護給付費

(1) 居宅介護

ア 身体介護

- 基準最大支給量 区分 1・2 1 時間×19 回／月
区分 3 以上 1.5 時間×19 回／月
- 加算後最大支給量 家事援助とあわせて 124 時間／月
- ◆ 加算要件 以下のいずれか 2 つに該当すること
- ・ 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
 - ・ 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者
 - ・ 医師の指示により基準以上の支援が必要な者
 - ・ 住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者

■ 1回あたりの時間の目安

複数の支援が必要な場合は、組み合わせ等を考慮し、以下のそれぞれの基準時間を参考として積算する。

介護の種類	基準時間	備 考
入浴	1.0 時間	※
食事	0.25 時間	
起床(就寝)	0.5 時間	起居動作、整容、排泄等の一連の行為を含む
排泄介助	0.25 時間	
体位交換	0.25 時間	

※ 身体介護等に係る入浴介助の回数等について

- ・ 入浴には、全身清拭及びシャワー浴を含む。
- ・ 公的支援（訪問看護や労災保険によるものを含み、個人保険によるものや、短期入所での入浴は含まない。）による入浴介助は、他サービスと合わせて週４回までを目安とする。
- ・ 自宅での家族による介助や自己負担による介助は回数に算定しないこととする。
- ・ 重度心身障がい児・者については、週５回までの利用を目安とする。
- ・ 皮膚疾患や褥瘡等で、週５回以上の回数を要する場合は、医師の意見書又は診断書等の提出をもって必要性の確認のうえ、最大３ヶ月までの期間を目安として認めることとする。

イ 家事援助

- 基準最大支給量 1.5 時間×14 回／月
● 加算後最大支給量 身体介護とあわせて 124 時間／月

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

■ 1回あたりの時間と週あたり回数の目安

- ・ 複数の支援を可能な限り効率的に組み合わせることとし、以下のそれぞれの基準時間を参考として積算する。
- ・ 訓練を目的として本人も一緒に行う場合においては、ヘルパーのみで行うよりも時間がかかることから、時間や回数を考慮することができる。

家事の種類	1回あたり 時間	週あたり 回数	備考
調理	0.5時間		
買物	0.5時間	週2回	
掃除	0.5時間	週2回	利用者本人が使用する部分のみ
洗濯	0.5時間	週2回	洗濯、干す、たたむ、収納等を含む

※ 家事援助として不適切なものの例…利用者以外に係わる部分の家事、大掃除など

ウ 通院等介助（身体介護を伴う）

- 基準最大支給量 10時間／月
- 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件
医師の指示により 10時間／月以上の通院が必要な者

エ 通院等介助（身体介護を伴わない）

- 基準最大支給量 10時間／月
- 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件
医師の指示により 10時間／月以上の通院が必要な者

オ 通院等乗降介助

- 基準最大支給量 10回／月
- 加算後最大支給量 通院に必要な回数／月
- ◆ 加算要件
医師の指示により 10回／月以上の通院が必要な者

(2) 重度訪問介護

- 基準最大支給量 8時間×31回／月
(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月)

- 加算後最大支給量 介護に必要な時間数／月
(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月)
- ◆ 加算要件 以下のいずれにも該当する者
 - ・ 障害支援区分5以上である者
 - ・ 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者

(3) 同行援護

- 基準最大支給量 10時間／月
- 加算後最大支給量 生活に必要な外出＋余暇50時間／月
 - ※ 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。
 - ※ 障がい児にあっては、余暇を目的とする同行援護は支給しない。
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 行動援護

- 基準最大支給量 10時間／月
- 加算後最大支給量 50時間／月
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(5) 重度障がい者等包括支援

- 基準最大支給量 80,000単位／月
- 加算後最大支給量 102,000単位／月
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(6) 療養介護

- 基準最大支給量 当該月の日数

(7) 短期入所

- 基準最大支給量 8日
- 加算後最大支給量 31日
- ◆ 加算要件 以下のいずれかに該当する場合
 - ・ 主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合（医師の診断書等が必要）。

- ・ 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合（医師の診断書等が必要な場合あり）。
- ・ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、8日以上を支給量が必要と認められる場合（医師の診断書等が必要な場合あり）。

(8) 生活介護

- 基準最大支給量 当該月の日数－8日
- 加算後最大支給量 31日
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(9) 施設入所支援

- 基準最大支給量 当該月の日数

2 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 基準最大支給量 当該月の日数－8日
- 加算後最大支給量 31日
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(2) 宿泊型自立訓練

- 基準最大支給量 当該月の日数

(3) 就労移行支援

- 基準最大支給量 当該月の日数－8日
- 加算後最大支給量 31日
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

- 基準最大支給量 当該月の日数－8日
- 加算後最大支給量 31日
- ◆ 加算要件
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(5) 就労定着支援

- 基準最大支給量 当該月の日数

(6) 自立生活援助

- 基準最大支給量 当該月の日数

(7) 共同生活援助（グループホーム）

ア 基本部分

- 基準最大支給量 当該月の日数

イ 受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る）

- 基準最大支給量
- | | |
|----------|-----------|
| 障害支援区分 2 | 150 分／月 |
| 障害支援区分 3 | 600 分／月 |
| 障害支援区分 4 | 900 分／月 |
| 障害支援区分 5 | 1,300 分／月 |
| 障害支援区分 6 | 1,900 分／月 |

※ 以下のいずれかに該当する場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合は、基準最大支給量を超える支給決定を行うことができる。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合
- ② 障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、基準最大支給量を越えた支給決定が必要であると町が認めた場合

3 地域生活支援事業

(1) 外出介護（伴う・伴わないにかかわらず）

- 基準最大支給量 10 時間／月
- 加算後最大支給量 生活に必要な外出＋余暇 30 時間／月

※ 四肢麻痺等により移動に著しい困難を有する者については、加算後最大支給量の余暇目的での利用分を 40 時間／月とする。

※ 同行援護の対象となる視覚障がい者がグループ支援を受ける場合にあっては、加算後最大支給量の余暇目的での利用分を 50 時間／月とする。

※ 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。

※ 障がい児にあつては余暇を目的とする外出介護は支給しない。

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、目的や時間の算定可否を考慮して町が必要と認めた場合。

(2) 日中一時支援事業

○ 基準最大支給量 20 単位／月

※ 日中活動系サービス（児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

● 加算後最大支給量 28 単位／月

※ 日中活動系サービス（児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

※ ひとり親世帯で就労や病気等のため介護が困難な場合（主介護者の心身状況等を勘案した際に、ひとり親世帯と同等の状況である場合を含む）は、下表のとおり支給量の上乗せを可能とする。

※ 就学児の長期休暇時については、町が必要に応じて決定する。

◆ 加算要件 以下のいずれかに該当する場合

- ・ 両親の就労等の理由で介護が困難な場合。
- ・ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、基準支給量以上の日中一時支援の利用が必要と認められる場合（主介護者の産前産後 2 ヶ月間を含む）。

■ 日中活動系サービス（児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く）の支給決定日数による支給量調整表

支給決定日数	基準最大支給量	加算後最大支給量（ ）内はひとり親世帯
通所なし	20 単位／月	28 単位／月（ 40 単位／月）
週 1 日	20 単位／月	24 単位／月（ 32 単位／月）
週 2 日	20 単位／月	24 単位／月（ 32 単位／月）
週 3 日	20 単位／月	20 単位／月（ 24 単位／月）
週 4 日	20 単位／月	20 単位／月（ 24 単位／月）
週 5 日	10 単位／月	10 単位／月（ 20 単位／月）

■ 生活介護や短期入所の支給日数との振り替えについて

- ・ 重症心身障がい児（者）や医療的ケアが必要な障がい児（者）で、生活介護や短期入所の利用事業所が限られており、通所利用に制限がある場合（週 4 日以上利用できる場合を除く）や短期入所の利用に制限がある場合などについては、日中一時支援との振り替え（生活介護 1 日当たり日中一時支援 2 単位、短期入所 1 日当たり日中一時支援 4 単位）を行うことができる。

■ 障がい児の支給決定について

- ・ 児童においては、家庭で過ごす時間も重要であることを考慮し、真に必要性があることを確認した上で決定する。

(3) 地域活動支援センターⅡ型

- 基準最大支給量 23 日
- 加算後最大支給量 31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 訪問入浴サービス

- 基準最大支給量 3 回／週
- 加算後最大支給量 4 回／週
- ◆ 加算要件

- ・ 重症心身障がい者（児）、医療的ケア児（者）
- ・ 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合

4 地域相談支援

(1) 地域移行支援

- 基準最大支給量 当該月の日数

※ 地域移行支援は、漠然と支援を継続することは適当でないため、有効期間を最長 6 ヶ月間とする。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合は、6 ヶ月の範囲内で支給決定期間の更新が可能とする。

(2) 地域定着支援

- 基準最大支給量 当該月の日数

5 障がい児通所支援事業

(1) 児童発達支援

- 基準最大支給量 23 日（週 5 日までとする）
- 加算後最大支給量 31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(2) 医療型児童発達支援

- 基準最大支給量 23 日（週 5 日までとする）
- 加算後最大支給量 31 日
- ◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(3) 放課後等デイサービス

○ 基準最大支給量 23 日（週 5 日までとする）

● 加算後最大支給量 31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

○ 基準最大支給量 23 日（週 5 日までとする）

● 加算後最大支給量 31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(5) 保育所等訪問支援

○ 基準最大支給量 児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスとあわせて週 5 日の利用まで

● 加算後最大支給量 31 日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

V 留意事項

1 有効期間について

(1) 基本的な考え方

- ① 介護給付及び訓練等給付において複数のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、短い方の有効期間と同一期間とする。
- ② 障害児通所支援の支給決定の有効期間は最長1年間とする。終期については、基本対象児童の誕生月の末までとするが、次年度小学生にあがる年の更新は3月31日までとする。
- ③ 地域生活支援事業の支給決定の有効期間は最長1年間とするが、終期については、利用者負担上限月額適用期間に合わせて設定するものとする。
- ④ 計画相談支援給付費の支給期間については、サービスの支給決定の有効期間と同一期間とする。
- ⑤ 支給決定の有効期間が最長3年間の場合であっても、当該期間内に障害支援区分の有効期間や標準利用期間の終期が到来する場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。
- ⑥ 利用者負担に関する事項については、前年の収入を基礎として1年に1回の見直しが必要であることから、従来どおり1年に1回の受給者証の更新手続きが必要である（利用者負担上限月額の適用期間は、従来どおり最長1年間とする。）。
- ⑦ 65歳以上の就労継続支援A型の利用者については、支給決定の有効期間を最長1年間とする。

(2) 有効期間の設定

① 介護給付

最長1年：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援

最長3年：療養介護、生活介護、施設入所支援

② 訓練等給付

最長1年：自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労定着支援、自立生活援助、就労継続支援A型（支給決定時に65歳以上の者）、共同生活援助（体験利用）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）

最長2年：共同生活援助（地域移行支援型ホーム）

最長3年：共同生活援助（共同生活型）、就労継続支援A型（支給決定時に65歳未満の者）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）

最長5年：就労移行支援（養成施設）

③ 地域相談支援給付

最長6ヶ月：地域移行支援

最長1年：地域定着支援

④ 障害児通所支援給付

最長１年：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

２ 標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて

(1) 標準利用期間について

障害福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は１年間までとしている。この標準利用期間内では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で１年ごとに支給決定期間の更新が可能である。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、その必要が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能（原則１回。ただし、自立生活援助については、認定審査会の個別審査等を経て、必要性が認められた場合は、回数の制限なく更新が可能。）であるが、就労定着支援については、３年間の標準利用期間を超えて更新することができない。

サービス名	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	１年６か月間 (頸随損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、３年間)
自立訓練 (生活訓練)	２年間 (長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、３年間)
就労移行支援	２年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、３年間又は５年間)
就労定着支援	３年間
自立生活援助	１年間

３ 暫定支給決定について

(1) 基本的な考え方

訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、自立訓練）に係る支給決定については、障がい者本人の希望を尊重し、能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、事業の継続利用についての本人の意向確認及び利用の適性についての客観的な判断を行うために２か月以内の暫定支給決定期間を設定する。

暫定支給決定期間終了の１０日前までに、アセスメント内容並びに個別支援計画、

当該計画に基づく支援実施実績及びその評価結果をとりまとめたものをサービス提供事業者から徴収する。

支給決定においては、暫定支給決定期間と本支給決定期間を合わせた期間で決定することを基本とし、サービス提供事業者からの評価結果に基づき支給決定の取消しの要否を判断する。

(2) 対象サービス

① 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

ただし、基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者については、暫定支給決定を要しない。

② 就労移行支援

就労移行支援（養成施設）については、当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定を要しない。

③ 就労継続支援A型

就労継続支援A型事業所を雇用契約を締結せずに利用する者については、将来的には雇用契約への移行が期待できる障がい者であることから暫定支給決定を行う。

なお、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと町が認めるときは、暫定支給決定は行わなくてもよいこととされているが、就労継続支援A型については、以下のア又はイのような場合に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとする。

ア 現在、就労継続支援A型を利用している障がい者が、他の市町村に転居する場合であって、転居後の市町村においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた就労継続支援A事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと町が判断できる場合。

イ 就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった障がい者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと町が判断できる場合。

(3) 暫定支給決定期間

暫定支給決定期間は、2ヶ月を上限として支給決定を行う。

4 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について

(1) 介護保険優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態とな

った場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がいに加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付との調整規定に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなる。

しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険のサービスのみに必要と認められる支援が受けられない場合、もしくは介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの利用を希望する場合においても、障害福祉サービスを支給することができるものとする。

(2) 具体的な運用

併給する場合は、以下のいずれにも該当すること。

- ① 要介護 3 以上であること。
- ② 単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること。
- ③ 介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること。

支給量については以下のとおりとする。

- ① 従前の支給量を基本とし、ケアプラン・サービス等利用計画案の内容を踏まえて決定する。
- ② 原則として、家事援助及び通院等介助は支給しない。

ア 重度訪問介護

- 基準最大支給量 70 時間／月
- 加算後最大支給量 介護に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件 以下のいずれにも該当する者
 - ・ 障害支援区分が区分 5 以上
 - ・ 四肢麻痺等があり寝たきり状態にある者

イ 居宅介護（身体介護）

- 基準最大支給量 30 時間／月
- 加算後最大支給量 45 時間／月
- ◆ 加算要件 以下のいずれにも該当する者
 - ・ 障害支援区分が区分 5 以上
 - ・ 四肢麻痺等があり寝たきり状態にある者

ウ 外出介護

○ 基準最大支給量 余暇 10 時間／月

● 加算後最大支給量 余暇 30 時間／月

- ・ 四肢麻痺等により移動に著しい困難を有する者については、加算後最大支給量を余暇 40 時間／月とする。
- ・ 同行援護の対象となる視覚障がい者がグループ支援を受ける場合にあっては、加算後最大支給量を余暇 50 時間／月とする。

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、目的や時間の算定可否を考慮して町が必要と認めた場合。

(3) 障害福祉サービス等から介護保険への移行について

- ① すみやかに介護保険サービスに移行できるよう、年齢到達の前から 65 歳到達後は介護保険制度によるサービス利用が優先される旨を機会あるごとに伝え、準備を促す。
- ② 65 歳到達の誕生日の 3 か月前に、町から本人あてに介護保険への移行案内文書の送付を行う。
- ③ 介護保険サービス事業所の見学・体験等を含む移行期間として、障害福祉サービス等の支給決定期間は 65 歳誕生日から 3 か月が経過した日の属する月の末日までとする。

ただし、特別の事情により移行期間内に介護保険サービスへの移行が困難と判断される場合は、事前に町と協議した上で移行期間を延長することができる。

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

サービス種類	適用関係
障害者支援施設 (生活介護＋施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ただし、住まいの場の変更には利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障害福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、就労定着支援、自立生活援助	障害福祉サービス優先
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービス優先
自立訓練（機能訓練）	介護保険優先

生活介護、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援	介護保険優先
外出介護	地域生活支援事業優先 ※ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

(5) 介護保険対象者の生活介護利用についての考え方

① 原則

65 歳以上の障がい者については、生活介護の支給決定をしない。

② 例外

ア 介護保険法に基づく要介護認定を受けた結果、非該当と判断された場合など、介護保険サービスを利用できない場合。(ただし、障害支援区分の更新時期等に合わせ、要介護認定の再申請が必要)

イ 利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがない、本人の心身の状況により受け入れ可能な介護保険サービス事業所がない場合(当該事情が解消するまでの間)。

ウ 上記ア、イに当てはまらない者で、町による具体的な聴き取り等を行った結果、介護保険サービスでは本人に必要な支援が受けられないと判断された者

③ 支給量・継続利用について

- ・ (5)イウの場合については、介護保険の支給限度額から計画された通所回数を超えないよう支給決定の際に調整する。
- ・ 65 歳到達後も障害福祉サービスの利用が認められた場合においても、引き続き利用可能な介護保険サービス事業所がないか検討し、見つかり次第介護保険サービスに移行することを原則とする。

更新時には継続して利用することが適当か否かについて、サービス等利用計画案等を勘案した上で判断することとする。

④ 町による具体的な内容の聴き取りについて

- ・ 概況(受傷、発症の経緯等)や日ごろの活動内容(生活介護利用継続中に 65 歳到達した者など)及び支援経過を聞き取る。
- ・ サービス利用に関する具体的内容(利用意向)が、本人にとって必要な「支援内容」であり、最も重要となる。
- ・ 利用意向については、サービスの申請(継続)について「何故そのサービスを受けたいのか(続けたいのか)」を聴き取りする。

⑤ 可・不可の判断基準

可

- ・ 本人、サービス提供事業者、ケアマネジャー等からの聞き取りから、現事業所において創作的活動及び生産活動に従事しており、通所介護及び通所リハビリテーションにおいては同様の活動がなく、かつ当該事業所における創作的活動及び

生産活動から得られる支援の具体的な効果（例：社会参加への意欲向上、規律のある生活、身体能力の向上・維持、精神的な安定）が期待できないと判断される場合。

不可

- ・ 支援内容とは直接かわりがない部分であり、必要と判断できない場合
 - 「(単に) 介護保険を利用したくない」
 - 「自分は若いので高齢者ばかりのところに行きたくない」
 - 「慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいい」
 - 「自宅から近く通いやすい」
 - 「自己負担が高いため介護保険を利用したくない」
- ⇒これらは、支援内容とは直接かわりがない部分なので必要と判断できない。

(6) 40 歳から 65 歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方の取り扱い

40 歳から 65 歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方については、障害福祉サービスが優先となるが、介護保険が適用された場合に想定される支給限度額を勘案した上で、可能な限り介護保険適用者との整合性に配慮した支給決定を行うこととする。

5 サービスの適用順位について

通院等の利用については、①介護給付、②外出介護の順に適用するものとする。

また視覚障がい者の場合で、居宅介護の通院介助と同行援護のどちらも対象となる場合は、支援の形態をみながら支給決定するものとする。

6 サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービス等の特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じて目標・計画を策定していることから、サービス等利用計画案等において併給の必要性が位置づけられており、かつ町が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

7 外出介護の通所又は通学を目的とする利用について

通所・通学の手段については、公共交通機関の利用やスクールバスの利用、通所事業所による送迎や保護者等による送迎を基本とするが、主に、以下のいずれかに該当するやむを得ない場合は、通所又は通学での利用を認めることとする。これ以外の場合で恒常的若しくは定期的に利用する場合（保護者の就労などの場合で、町が特に必要と認める場合）には利用者負担割合をサービスに要した費用の額の 5 割とする。

- ・ 世帯に障がい者が複数いる、ひとり親、虐待等、送迎困難と認められる家庭の事情がある場合
- ・ （公共交通機関の利用やスクールバスの利用が困難であるため）通常の送迎を保護者等が行う場合で、保護者等の急な疾病等により外出介護を緊急的に利用すること以外に通所又は通学の手段がない場合
- ・ 本人の訓練（期間限定）が目的の場合

8 二人介護の考え方について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定める。

【要件】

二人の居宅介護事業者により居宅介護等を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 障がい者等の身体的な理由により、一人の居宅介護事業者による介護が困難と認められる場合。
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③ その他、障がい者等の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合。

9 支給の特例について

支給について、町が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。

10 地域生活支援事業の単位数について

町が実施する地域生活支援事業の利用単位数については、別に定める。

11 その他

その他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。